

( 非公募 )

## 山口市秋穂デイサービスセンター 指定管理者候補者審査結果

- 1 施設の名称 山口市秋穂デイサービスセンター
- 2 指定の期間 平成28年4月1日～平成33年3月31日
- 3 指定管理者候補者特定団体名  
養護老人ホーム秋楽園組合  
組合長 吉田正治  
山口市秋穂東3993番地
- 4 団体の概要（目的、事業内容、事業実績等）  
山口市及び美祢市をもって組織される養護老人ホーム秋楽園組合は、老人福祉法第11条第1項の老人保護措置を受けたものを入所させ養護する養護老人ホーム秋楽園の維持、経営及び管理に関する事務を共同処理するため設立された一部事務組合である。
- 5 非公募施設とした理由  
山口市秋穂デイサービスセンターは、養護老人ホーム秋楽園と同一建物内に併設された施設であり、施設の一体的な管理や施設の効用を最大限に発揮するためには、秋楽園と一体で管理運営を行うことが効率的であり、施設の設置目的を有効に達成できると判断したため。
- 6 審査の経過  
仕様書の決定 平成27年 7月13日（月）  
指定申請提出期限 平成27年10月 9日（金）  
選定委員会による審査 平成27年10月21日（水）
- 7 審査の方法
  - (1) 選定委員会委員  
江藤 寛二 健康福祉部長（委員長）  
中川 孝 健康福祉部次長  
徳本 弘幸 健康増進課長  
鈴木 徹行 高齢・障がい福祉課長  
今井 宏二 こども家庭課長
  - (2) 提出書類の確認  
特定団体からの提出書類については、適正に記載されていることを確認しました。
  - (3) 特定団体ヒアリング  
特定団体に対してのヒアリングについては、指定申請書提出後随時行いました。
  - (4) 審査内容  
非公募による特定団体からの提案内容については、指定申請等の提出書類やヒアリングの内容に基づき、選定委員会において、公募施設と同様に選定基準〔別紙1〕に掲げる評価項目ごとに評価を行い、各委員の点数を合算したものを得点としました。  
また、施設の更なるサービスの向上や効率的な運営等への努力の観点から、各委員の意見を付記して審査意見としました。

## 8 選定の概要

選定基準	配点	委員数	総配点	秋楽園組合
利用者の公平性、平等性の確保	20	5	100	86
施設の効用の最大限の発揮	30	5	150	120
経費の縮減	10	5	50	15
管理を安定して行う人的、財産的基礎	30	5	150	124
市の施策への貢献	10	5	50	43
総計	100	5	500	388

## 9 審査意見

山口市秋穂デイサービスセンターは、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持・向上並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、要支援・要介護状態にある高齢者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする施設として、大きな役割を果たしています。現行の受託団体である養護老人ホーム秋楽園組合は、これまでの実績や経験、培われたノウハウを基に、施設の持っている目的や性格を十分に理解し、今まで以上にその特色を発揮させる事業の実施及び管理を行う能力を有しています。

以上、総合的に判断して、養護老人ホーム秋楽園組合は山口市秋穂デイサービスセンターの指定管理者として、必要な条件を満たしており、適当であるものと認めます。

別紙1 指定管理者候補者選定基準

選 定 基 準	配 点
(1) 利用者の公平性、平等性の確保 ①施設の設置目的及び管理方針の理解 (10) ②平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果 (10)	20
(2) 施設の効用の最大限の発揮 ①利用の促進を図るための具体的手法及び期待される効果 (15) ②施設の維持管理体制 (15)	30
(3) 経費の縮減 ①管理運営にかかる経費の縮減 (10)	10
(4) 管理を安定して行う人的、財政的基礎 ①適切に行える職員体制 (10) ②職員の指導育成・研修体制 (10) ③危機管理・安全管理体制 (10)	30
(5) 市の施策への貢献 ①地域人材や資源を活用した事業展開 (地域への密着性) (5) ②市の施策やその他公益へ配慮した活動 (5)	10
合 計	100